

蒼葉

裾野市立深良中学校だより

平成 25 年 2 月 22 日発行

第 36 号

発行人 校長 鈴木史良

“体罰問題”についてのアンケート実施

—— 生徒・保護者・地域に信頼される学校を目指して——

大阪市立桜宮高校の男子生徒が、バスケットボール部顧問の男性教諭から体罰を受けたと記した手紙を残して自殺するという痛ましい事件を受け、文部科学省は1月23日、国公私立の小中高校を対象に、児童生徒からも情報を集めた上で体罰の件数を調査するよう全国の教育委員会に通知しました。静岡県教育委員会でもこの通知を受け、県内の小中高校で体罰に関するアンケートを実施することになりました。

女子柔道の日本代表メンバーによる指導者の告発事件も連日マスコミを賑わせ、スポーツと体罰の関連についても根本的なメスが入ろうとしています。

体罰について関心が高まるなか、学校教育における体罰の扱いについて、法令を振り返ってみたいと思います。体罰に関する法令は次の2つにみることができます。

学校教育法第11条

校長および教員は、教育上必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を与えることはできない。

学校教育法施行規則第26条

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に必ず等教育上必要な配慮をしなければならない。

簡単に言えば、校長及び教員は教育上必要だと思われた時に、懲戒を加えることができますが、体罰をすることは禁止されているということです。

それでは「懲戒」と「体罰」の違いはどこにあるのでしょうか。このことについて、文科省から平成19年に初等中等局長通知として示された『問題行動を起こす児童生徒に対する指導について』を参考に説明いたします。そこには体罰について、次のような説明があります。

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法11条ただし書きにいう体罰は、いかなる場合にも行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所及び時間的環境、懲戒の様態等の諸条件を総合的に考え、この事案ごとに判断する必要がある。
- (2) 懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

教員の行う懲戒が体罰に当たるかどうかは、諸条件を考えた上で判断しなければなりません。生徒の身体を侵害したり、肉体的苦痛を与えるような懲戒は体罰と

見なされます。ただし、懲戒は「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行われるべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力（目に見える物理的な力）の行使が許容される」（地裁判例より）との説明もあります。

通常、体罰に当たらない懲戒としては、次のようなものが挙げられます。

- 放課後に教室等に残留させる（用便のために室外への出入りを許さない、あるいは食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰）。
- 授業中、教室内に起立させる。
- 学習課題や清掃活動を課す。
- 学校当番を多く割り当てる。
- 立ち歩きの多い生徒を叱って席に着かせる。

単に授業に遅刻したり、授業中怠けたこと等を理由として教室に入れずに放置することは懲戒の手段として許されませんが、その生徒が他の生徒の学習を妨害したりするような場合は、教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として認められています。

また、生徒からの暴力行為に対して教員が防衛のためにやむを得ず有形力の公使をする場合も体罰に当たりません。

深良中学校では、昨年度から「信頼される学校づくり～7つのポイント～」を策定し、学校経営目標として教職員と共有しています。その7つめに、「教職員の服務規律の遵守と職責の遂行」を挙げています。内容として盛り込んでいるのは、①教育の専門家としての姿勢や不祥事を絶対に起こさない心構え、②子どもや保護者への親身な対応、③学校事故に対する迅速で的確な判断と対応、の3つの重点です。

教育現場で、体罰により生徒が自殺に追い込まれるようなことは、断じてあってはならないことです。また、冷静さを失い有形力を行使して生徒を指導することは、教師としての力量不足を露呈するようなもので、たいへん情けないことです。

本校では今回の体罰事件をわがこととして捉え、研修会を開いてこの問題の重さを認識しました。生徒の心をしっかり理解し、信頼される学校づくりのため、職員一同、体罰の根絶について最大限の努力をしていく所存です。今回は、本校の体罰について事実確認のためのアンケートを実施させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。（詳細は別紙アンケート参照）

祝 私立高入試で本校受験生全員合格！

2月15日、私立高入試の合格発表があり、本校では御殿場西高、日大三島高、三島高、飛龍高、誠恵高、加藤学園高、桐陽高、沼津中央高の計8校で計44名の生徒全員が合格しました。合格者には校長室で全員に通知を手渡しました。県公立や高専受験の生徒は気を緩めず、引き続き目標に向かって努力を続けるよう話をしました。



校長室で合格証を受け取る生徒たち